

加算に係る掲示について

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】

- ・領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で発行しています。
発行を希望されていない方は、会計窓口にお伝えください。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について】

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
ご不明な点は、主治医又は看護師にお尋ねください。

【一般名称での処方】

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

【医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算】

- ・オンライン請求を行っています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ・質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めています。

【生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）】

- ・患者さまの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと、又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。

【情報通信機器を用いた診療】

- ・情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬の処方はいえませんがご了承ください。